	投資有価証券の取得による支出	△ 473,731,219
	施設費による収入	1,325,367,621
	減価償却引当特定資産の取崩による収入	7,513,000
	小計	△ 906,724,427
	利息及び配当金の受取額	42,597,510
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 864,126,917
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△ 31,185,000
	長期借入による収入	717,149,000
	長期借入金の返済による支出	△ 1,108,981,000
	リース債務の返済による支出	△ 524,670,338
	小計	△ 947,687,338
	利息の支払額	△ 68,955,800
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,016,643,138
Ⅳ	資金に係る換算差額	△ 441
Ⅴ	資金増加額（又は減少額）	1,335,151,542
Ⅵ	資金期首残高	6,722,391,217
Ⅶ	資金期末残高	8,057,542,759

（単位：円）

注）１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	8,557,542,759
定期預金	△ 500,000,000
資金期末残高	8,057,542,759

注）２．重要な非資金取引

⑴　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具、器具及び備品	554,968,172
	554,968,172

⑵　現物寄附による資産の取得

工具、器具及び備品	73,316,750
図書	2,519,816
	75,836,566

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		751,685,492
	当期総利益	751,685,492	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	68,858,149	
	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
	教育研究・組織運営改善積立金	682,827,343	682,827,343	751,685,492

注　記

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）を適用しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

・退職一時金に充当される運営費交付金　・・・費用進行基準
・プロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金・・・業務達成基準
・文部科学省が指定する「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金　・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準
・文部科学省の補正予算により措置される運営費交付金・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～50年
構築物	７～60年
工具、器具及び備品	３～20年

なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数を用いております。また、受託研究等収入によって購入した固定資産のうち、当該研究契約のみに使用する資産及び令和４事業年度までに購入した資産については、当該研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第85）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

運営費交付金以外の財源で措置される退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に全額費用処理しております。

過去勤務費用は、発生した事業年度に全額費用処理しております。

運営費交付金により財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源が措置される場合には、賞与引当金は計上しておりません。

また、運営費交付金により財源が措置されない場合には、教職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。